

は し が き

平成28年中の本県の交通事故（人身事故）は、

発生件数 5,491件（前年比 -130件）（増減率 - 2.3%）

死者数 39人（前年比 - 2人）（増減率 - 4.9%）

負傷者数 6,661人（前年比 - 53人）（増減率 - 0.8%）

で、発生件数は前年に比べ減少し、死者数は平成26年の36人に次いで、沖縄県の統計上2番目に少ない39人となりました。

しかしながら、交通事故に占める飲酒絡み事故の構成率は1.99%と全国に比べ依然として高い水準で推移しているほか、飲酒絡みの死亡事故は13件発生し、前年（11件）より増加するなど、本県の交通情勢は依然として厳しい現状にあります。

また、交通事故の多くは、追突や出会い頭、右左折時によるもので、交通事故全体の約7割を占めています。

特徴として、

- ① 交通事故に占める飲酒絡み事故の構成率が高い（27年連続全国ワースト1）
死亡事故に占める飲酒絡み事故の構成率が高い（4年連続全国ワースト1）
- ② 死者に占める二輪車乗車中の構成率が高い（全国ワースト1）
- ③ 若年者（16歳～24歳）関連事故の構成率は、全事故の約3割
- ④ 交差点事故の構成率は、全事故の約4割

などが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、沖縄県警察では、「日本一交通安全な沖縄県」を実現するため、平成29年の交通警察活動の重点を

飲酒運転根絶及び交通事故抑止対策の推進

と定め、

「交通マナー 高めて広がる 笑顔の輪 ～美ら島2017～」

を年間スローガンに掲げ、飲酒絡みの事故や二輪車・若年者の事故、高齢者の事故等の総合的な交通事故抑止対策を定めた

交通事故抑止総合プラン「美ら島2017」

に基づいて、県や市町村、交通関係機関・団体と連携を強化して

「飲酒運転をしない させない 許さない社会環境づくり」

などの各種交通事故抑止対策を積極的に推進しているところであります。

県民の皆様には、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現するために、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践して交通事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

平成29年9月

沖縄県警察本部交通部

用語の意味

本書における用語の意味は、下記のとおりである。

- 1 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）並びに物損事故をいう。
※本書では、人身事故を交通事故と表現しています。
- 2 「死亡」（「死者」）とは、交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった場合（人）をいう。
- 3 「重傷」（「重傷者」）とは、交通事故によって負傷し、1箇月（30日）以上の治療を要する場合（人）をいう。
- 4 「軽傷」（「軽傷者」）とは、交通事故によって負傷し、1箇月（30日）未満の治療を要する場合（人）をいう。
- 5 「負傷」（「重傷者」）とは、「重傷」（「重傷者」）と「軽傷」（「軽傷者」）の合計をいう。
- 6 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また同程度の場合には被害が軽い者をいう。
- 7 「事故類型」とは、事故を当事者の種類（人または車両）によって類型化し、次いで当事者の事故時の行動等（動き、位置、衝突物等）によって更に細かく分類したものである。
- 8 「状態」とは、当事者の事故当時の状態（自動車運転中、自動車同乗中、歩行中等）をいう。また「乗車（用中）」とは、運転中と同乗中の合計をいう。
- 9 「昼明」は、日の出から1時間以内の範囲、「昼暮」は日の入前の1時間以内の範囲をいう。
「昼」とは、昼明と昼暮を除く日の出から日没までの間をいう。
- 10 「夜暮」は、日の入後の1時間以内の範囲、「夜明」は日の出前の1時間以内の範囲をいう。
「夜」とは、夜暮と夜明を除く日没から日の出までの間をいう。
- 11 「歩行者」とは、道路上を歩行中、又は走行中の人をいう。
（道路作業中の者、路上遊戯中の者、路上にたたずんでいる者も含む）
- 12 「若年者」とは、年齢が16歳～24歳の者をいう。
- 13 「子供」とは、年齢が15歳以下で、かつ、中学生以下の者をいう。
- 14 「高齢者」とは、年齢が65歳以上の者をいう。
- 15 構成率とは、全体（総計）に占める各項目等の割合をいう。
- 16 指数は、平成19年を100とした場合の平成28年の値をいう。